

古物商を営む皆様へ

## 古物営業法施行規則の一部が改正されます！

～ 主な改正内容 ～

令和7年10月1日から、取引金額にかかわらず、「取引の相手方の本人確認」及び「取引時の帳簿等への記載」をしなければならない古物が追加されます。

### 改正前

- ・ 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品（ねじ、ボルト、ナット等汎用性の部分品を除く）を含む。）
- ・ 家庭用ゲームソフト
- ・ CD、DVD、ブルーレイディスク等
- ・ 書籍

+

### 改正後

上記に加え、

- ・ 電線
- ・ グレーチング（金属製のものに限る）
- ・ エアコンの室外ユニット
- ・ 電気温水器のヒートポンプ

上記のものを買い受ける際は、  
対価の総額が1万円未満の取引でも  
相手方の確認と帳簿への記載を  
忘れずに！



青森県警察本部  
生活安全部 生活安全企画課

